平成２２年（フ）第１１６９号
大阪市東住吉区照ヶ丘矢田３丁目21番３号
債務者　ビューティーサロン慶こと　大川たね子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１０号
大阪府東大阪市今米１丁目９番13号
債務者　森川　英之
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１２号
大阪府交野市星田８丁目12番８号
債務者　マルヒデ建装こと　辻内　康秀
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２２号
大阪府高槻市日吉台六番町20番12号
債務者　岸宗　智子（旧姓尾山）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５１２号
大阪市東成区東小橋３丁目20番11号　近畿ビル４Ｆ　Ｃ号
債務者　奥田　加代
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５３０号
大阪府高槻市奈佐原４丁目12番15号
債務者　横川　眞琴
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６６３号
大阪府八尾市太田新町９丁目152番地
債務者　新居　令子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８１８号
大阪市平野区加美正覚寺２丁目10番９号　寺西信夫方
債務者　寺西　克浩
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８４１号
大阪市大正区小林東３丁目19番４号
債務者　中原　一之
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７８号
大阪府守口市八雲西町２丁目21番22―101号
債務者　小林　良雄
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９５９号
大阪府池田市住吉１丁目13番23―603号
債務者　中村かおる
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６０号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目８番13号
債務者　山田　眞澄
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６３号
大阪府八尾市山本町北８丁目３番14号
債務者　孫野　晴美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６６号
大阪市浪速区日本橋４丁目１番５号　ハイツ貴和美301号
債務者　木下恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６８号
大阪市浪速区恵美須西２丁目２番１―605号
債務者　春田　悦弘
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０号
大阪府泉大津市助松団地３番28―202号、前住所大阪府高石市綾園７丁目４番15―703号
債務者　黒川　政夫
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
大阪府泉南市新家1414―140、住民票上の住所大阪府貝塚市三ツ松2722番地45棟302号
債務者　西野精一郎
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
大阪府泉南郡田尻町大字吉見1012番地の12
債務者　山口　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係